

神勞発雇均 0901 第 2 号
平成 28 年 9 月 1 日

各団体の代表者 殿

神奈川労働局長



10 月における年次有給休暇の取得促進に関する御依頼について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県下においては、年次有給休暇の取得率は、平成 26 年で 54.2% となっており、政労使の合意に基づく「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月策定、平成 22 年 6 月改定）における目標値「平成 32 年までに 70%」を大きく下回っています。また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は、平成 24 年で 10.3% と全国で 4 番目に多い状況にあり、上記の目標値「平成 32 年までに 5%」を大きく上回っています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を推進することが盛り込まれたところです。

厚生労働省では、年次有給休暇の取得促進を図るとともに、来年度の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始められる前の 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として広報活動をしています。

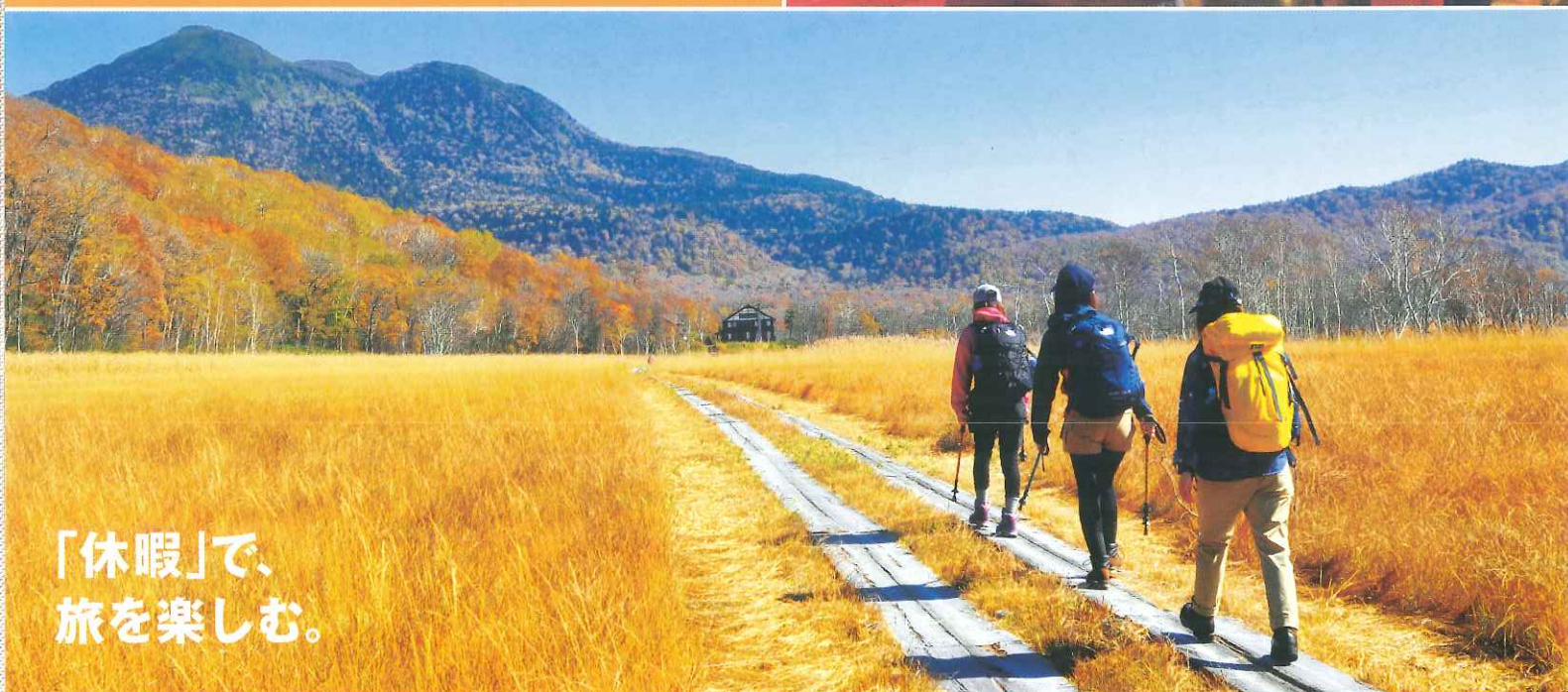
つきましては、上記の趣旨を御高察の上、「プラスワン休暇」や年次有給休暇の計画的付与制度の活用等年次有給休暇の取得促進に関し、同封のポスター及びリーフレットの活用並びに貴団体広報誌やホームページへの掲載等により、貴団体会員等への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔 担当 雇用環境・均等部企画課 熊野 〕
〔 電話 045-211-7357 〕

10月は
「年次有給休暇
取得促進期間」です。



「休暇」で、
秋を満喫する。



「休暇」で、
旅を楽しむ。



ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。



「休暇」で、
家族とくつろぐ。

しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得
促進期間です。

2016年10月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|----|----|----|------|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 + | 8 |
| 9 | 10 + | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 + | 22 |
| 23 + | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | | | | | |

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

| | | | |
|---------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 5日 事業主が計画的に付与できる | 5日 従業員が自由に取得できる | 15日 事業主が計画的に付与できる | 5日 従業員が自由に取得できる |
|---------------------|--------------------|----------------------|--------------------|

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。